

第3回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月) 午前9時30分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室

3. 出席委員(10人)

1番	巻坂 藤博	2番	後藤恵美子	3番	齋藤 祐一
4番	渡部由美子	5番	長岡 賢市	6番	渡部 晃子
7番	手塚 康博	8番	遠藤 智行	9番	二瓶 幸浩
10番	安部 数幸				

4. 欠席委員

5. 農業委員会事務局員 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 6号 非農地証明願いについて

日程第 4 報告第 7号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 5 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 6 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第10号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

秋彼岸も終わり、暑さ寒さも彼岸までという言葉がありますが、昨日今日と、朝は寒く、寝る時は毛布を手放せない感じです。庄内の稲の収穫も本格的に始まったわけですが、途中、雨が入って、進まないようです。今年の猛暑の影響で、品質的にどうなのか心配もありますが、全国的な新聞等を見る限りでは、収量には大差はないだろうとありまして、その部分に関してだけは、ひと安心しているところです。

皆さんがご存知のように、全国の新聞に出たように、政権の行政改革ということで、山形県出身の鈴木憲和代議士が農林副大臣に就任されました。山形県、飯豊町にとっても素晴らしいことで、また農林大臣の方には長野県出身の宮下一郎代議士が就任されましたが、この方も中山間の農業に精通されている方で、ミスター中山間と言われている方で、園芸、畜産、水稻と、オールマイティーにこなす大臣ということで、期待がかかわるわけです。今回の鈴木憲和代議士が副大臣になったということで、これからの山形県、飯豊町も更なる発展に向けて、農業の持続普及、発展に向けてご尽力を頂けるのではないかと、皆さんと願うところであります。なお、県内からは加藤紘一氏の娘さんである加藤鮎子代議士がこども政策大臣で初入閣されまして、山形県として期待したいと思えます。

それでは、ただいまより第3回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「議事録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第6号「非農地証明願いの報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

非農地証明願いの報告がありましたので、報告致します。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字下野 2448-3	
	地目地積	畑 1 筆で 263 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字北口 1414-9	
	地目地積	畑 1 筆で 139 m ²	

1 番、飯豊町役場から南東へ約 1 k m の位置にある羽前椿駅近くの農地です。詳細な場

所については位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、昭和 62 年に増築した際、庭木を移転したため、現在はすでに農地性が失われているものです。非農地証明取扱要領に基づき、8 月 17 日、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の農業委員 3 名と事務局で現地確認を行いました。

2 番、こちらにつきましては、法務局から照会があり、非農地と証明した件で、遡っての報告になりました。飯豊町役場から北へ約 2 k mにある中部公民館の近くにある農地であります。非農地になった原因ですが、自宅の脇になっておりまして、すでに庭木などが植えられており、農地性が失われているものであります。非農地証明取扱要領に基づき、3 月 22 日に前農業委員、〇〇〇、〇〇〇と、〇〇〇と現地確認を行いました。以上、2 件、報告致しました。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 7 号「農地法第 18 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 18 条の規定による報告について 、報告致します。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西谷地 3328	
	地目地積	田 1 筆で 297 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西谷地 3328	
	地目地積	田 1 筆で 297 m ²	

以上、2 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 5 報告第 8 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中川原八 2150-2 はじめ 20 筆	
	地目地積	田 16 筆畑 4 筆で 14,492.23 m ²	

2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字大堰 2111-1 はじめ 35 筆	
	地目地積	田 26 筆畑 9 筆で 15,731.91 m ²	
3 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西佐内屋敷 3609 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 11 筆畑 3 筆で 38,792.00 m ²	

以上、3 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。所有権移転が 1 件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	中 649	孫田 浩一
	申請地	中字西谷地 649-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 2 筆で 707 m ²	

以上 1 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、孫田さんは、現在、飯豊町に移住されて農業をするようですが、以前は白鷹にお住まいで、そちらで農業の経験がありますので、問題ないと判断致しました。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件ですが、譲渡人の〇〇〇は施設の方に入居されております。それで耕作は困難ということで、現在、入居されている〇〇〇が耕作したいということで、売買となったようです。〇〇〇は、以前は向こうで耕作していたということで、何ら問題ないということで、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第10号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について、説明致します。所有権移転が1件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西佐内屋敷 111-3 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 4,683 ㎡	

以上、1件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようお願い致します

議長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1番の案件ですが、相続させた〇〇〇は、近くに住んでいなく耕作は難しいということで、〇〇〇に売買したいということでした。〇〇〇は手本になるような経営をなさっており、何ら問題ないと思いますので、審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは質疑にはあります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしくお願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第3回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午前9時47分閉会宣した。)
以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年9月25日

議 長

署名委員（5番）

署名委員（6番）
